

（債券の発行）

第十条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、機構債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第六条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の機構長がこれに記名押印しなければならない。

（機構債券原簿）
第十一条 機構は、主たる事務所に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券原簿（次項において「機構債券原簿」という。）を備えて置かなければならない。

2 機構債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 債券の発行の年月日

二 債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、債券の数及び番号）
三 第六条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項
（利札が欠けている場合）

第十二条 機構債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

（機構債券の発行の認可）
第十三条 機構は、法第十九条第一項又は第二項の規定により機構債券の発行の認可を受けようとするときは、機構債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 発行を必要とする理由

二 第六条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 機構債券の募集の方法

四 発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、機構債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 作成しようとする機構債券申込証

二 機構債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 機構債券の引受けの見込みを記載した書面

附 則
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽
平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十三号

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第二項及び第五項並びに第七条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次
第一章 関係政令の整備（第一条―第十四条）

第二章 経過措置（第十五条―第十七条）
附 則

第一章 関係政令の整備
（国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第一条 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第二十条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令

第一条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法」に、「第十八条」を「第二十条」に改め、同条の表中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

第二条中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

（医療法施行令等の一部改正）
第二条 次に掲げる政令の規定中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

一 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の六第一項

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）別表第三第二号

三 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第三十一条第二項第四号

四 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条第一項第十二号

五 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

六 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）別表第八号

七 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）別表第二第七号

八 産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）別表第九号

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三